

災害時における雇用保険の特例措置等について

1 ハローワークに来所できない場合は「失業の認定日の変更」ができます

指定された失業の認定日にやむを得ずハローワークに来所できなかったときは、来所可能な日に失業の認定日を変更することができます。事前の申し出ややむを得ない理由を証明する書類は不要です。

失業の認定日に来所できなかった方は、来所日の前日までの失業認定を一括で行います。

やむを得ない場合は応募等の求職活動実績がなくても支給されます。

2 管轄以外のハローワークでも失業認定の手続きができます

居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、その他のハローワークで基本手当の受給手続きを行うことができます。

受給手続きに必要な確認書類がない場合でも手続きを行うことができます。

3 災害時における雇用保険の特例措置があります

事業所が本災害により被害を受け、一時的に離職した場合に雇用保険の基本手当を受給できる特例措置があります。

該当するのは、災害救助法の適用を受ける市町村に所在する事業所に雇用される方で事業所が災害を受けやむを得ず休業することになったため一時的に離職を余儀なくされ、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている方です。

* 制度利用時の留意事項 *

本特例措置を利用して失業給付の支給を受けた方については、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該離職前の雇用保険被保険者であった期間は通算されませんので制度利用に当たってはご注意ください。

ご不明な点はお近くのハローワークにお問い合わせください。